

# 大規模集客施設制限特別用途地区の内容

1 目的 分散型から集約型への都市構造の移行が必要とされており、中心市街地における都市機能の集積を図るため、準工業地域に大規模集客施設の立地を制限するものです。

## 2 制限内容

### 『建築物の建築制限』

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設	<ol style="list-style-type: none"><li>1 劇場、映画館、演芸場または観覧場（屋外観覧場を含む。）の用途に供するもので、客席部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</li><li>2 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物（通路、バックヤード等の部分を含み、駐車場部分を除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</li></ol>

## 3 対象地域 市内の準工業地域

